

リサイクル製品認定制度の 現状分析からみた課題と展望 - アンケート調査結果を踏まえて -

(独) 国立環境研究所
明星大学理工学部

大迫政浩、肴倉宏史
宮脇健太郎

調査研究の目的

- ・ 循環型社会形成に向けてリサイクル製品需要拡大及び廃棄物対策の側面から、現在35道府県でリサイクル製品認定制度が実施(平成18年6月現在)。
- ・ 制度の運用方法などについて道府県間で大きな違いではないが、認定基準などについては少なからず異なる。
- ・ 全国の各都道府県担当部署に対してアンケート調査を実施し、制度の概要、特徴、効果、問題点などを整理、分析。
- ・ 制度改善に向けていくつかの課題を抽出するとともに、今後の展望について議論。

アンケート方法および内容

- アンケート期間:平成18年10月
- アンケート対象:47都道府県リサイクル製品認定制度関連部署(または廃棄物関連部署)
- アンケート送付・回収方法:郵送留置法(結果の回収は一部E-mailで電子媒体回収)
- 設問項目・内容(概要):制度の位置付け、グリーン購入指針などとの関係、製品需要拡大の方策、認定後のフォローアップ、実績調査、制度の効果、申請不可の製品について、環境安全性基準など認定基準追加・改訂について、認定取り消しに関する実態、事業者からの要望、認定時の問題点、現在の課題、国などへの期待したい支援
- 41件回収 / 47件中

アンケートの結果(1)

- リサイクル製品認定制度の位置づけ -

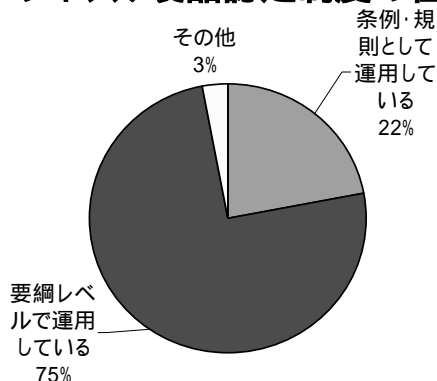


図1 認定制度の位置づけ

グリーン調達指針との関係:道府県のグリーン調達指針などの中に位置づけが明確に示されているケース(リサイクル製品認定制度の認定品は自動的にグリーン調達指針の対象になるなど)が6割、明示されていないが相補的に機能するように運用しているケースが2割

アンケートの結果(2)

- リサイクル製品需要拡大の方法 -

需要拡大方法として制度が持っている機能: 道府県の公共工事での優先利用29件、市町村・民間への利用要請が23件、その他8件

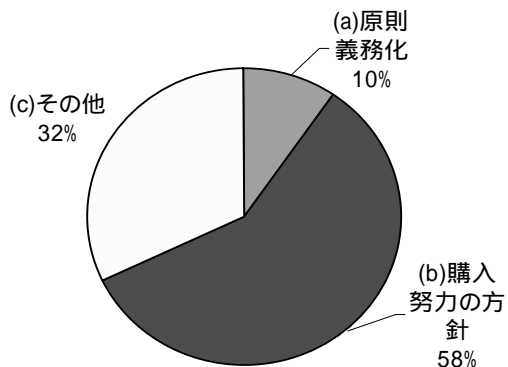


図3 優先利用の内容

アンケートの結果(3)

- 認定製品のフォローアップ -

表1 認定後のフォローアップ実施例(複数回答)

| | |
|---|----|
| 都道府県の公共事業に関して、都道府県側で認定製品の購入実績について情報収集をしている。 | 18 |
| 民間調達も含め製造者側に認定製品の販売実績について情報収集をしている。 | 24 |
| 利用実績に関するデータの公表を行っている。 | 10 |
| 製造事業者への立ち入り調査等を行っている。 | 13 |
| 認定製品の有効期間を設け、再審査等の見直しを行っている。 | 28 |
| その他 | 2 |

アンケートの結果(4)

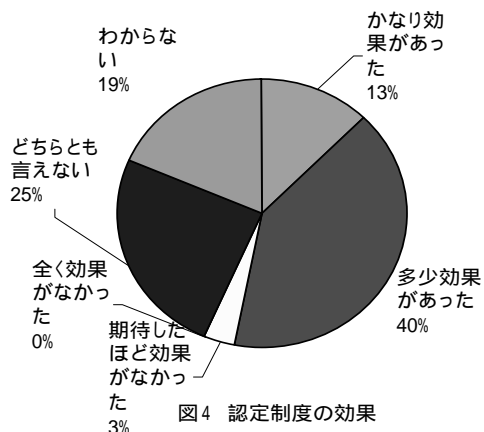
- 実績調査結果の活用方法 -

表2 リサイクル認定実績調査の活用方法

| | |
|-------------------------------------|----|
| 調査結果の公表によって都道府県の取り組み状況をPR | 15 |
| 調査結果の公表によって認定製品や製造事業者の格付け(優良性)とそのPR | 0 |
| 市町村・民間ユーザーへの情報提供により購入促進 | 10 |
| その他 | 14 |

アンケートの結果(5)

- リサイクル製品需要拡大や廃棄物削減効果 -



Ref.愛知県の平成15年度実績によれば、約25万トンの認定製品が利用され、その販売額は約24億円に上っている。また三重県の平成17年度実績では、約16億円の販売実績

アンケートの結果(6)

- 「効果があった」あるいは「なかった」理由 -

- 効果があった理由: 公共事業所管部で優先利用または指針を策定(4)、グリーン購入での優先調達、県使用実績の公表(2)、普及促進とPR(3)、事業者が協会を創設、製造業者への問い合わせ増加、販売量増加、など
- 効果が無かった理由: リサイクルによる廃棄物減少把握は困難、制度運用期間が短い、率先利用が進まない、利用状況の未把握(2)、価格差(リサイクル製品)(2)、製品により効果が異なるなど

アンケートの結果(7)

- 認定申請で不可となった理由 -

- 環境安全性評価が困難または土壌環境基準不適合(7)
- 品質(JIS他)(5)
- 県内製造でない(4)
- 再生資源含有率が基準以下(4)
- 技術未確立・販売実績微小(または無し)(3)
- 製造者の環境法令(特に廃掃法)違反(3)

各道府県の認定基準が異なっているため、ある道府県では不可であるが他の道府県では認められるケースも

アンケートの結果(8)

- 事業者より寄せられる要望・苦情 -

- 公共工事で優先利用して欲しい(9)
- 域内指定を緩和してほしい(3)
- PRして欲しい(2)
- 検査の負担が大きい、使用実態を反映した試験法の採用、公共工事設計単価見直し(割高な製品)、認定製品の品目緩和など

アンケートの結果(9)

- 制度創設の際、制度運用過程で困っている点、トラブル事例など -

- 認定基準の無い新既製品(5)
- 安全性の確認方法(3)
- 再生資源配合率の設定(事業者の技術に依存)(2)
- フォローアップ(実績調査など)の不足(2)
- 制度発展のイメージが不明確、コスト(検査費用)により申請を断念するケース、申請が煩雑で経費・労力が過大(中小製造業者)、公共工事で利用不足(単価が高いため、品質信頼性、実効性のある仕組みが無い)、事業者間のトラブル、実績の無い製品、近県との情報交換不足、優先利用と独禁法(使用努力義務の記述)など

アンケートの結果(10)

- 国等に期待したい支援等 -

- 品質・環境安全性などの認定基準の共通的なガイドライン・指針などが必要(26)
- 循環資源配合率についての指針(2)
- 都道府県が当該制度を運営していることの周知、エコマーク認定製品情報の改善、エコマークと国土交通省グリーン調達方針を連動、リサイクル製品JIS化の推進など

今後の課題に関する考察(1)

- 公共の優先調達による需要の拡大 -

- 公共での優先調達の水準をさらに上げることが必要
- 公共利用を原則義務化の方向にしていくことが一つの方策
- 利用する側である土木建設部局の理解、協力を得ることが最重要ポイント
- 通常、リサイクル製品認定制度は廃棄物・リサイクル担当部局が担当している場合がほとんど 排出側の立場。排出側の論理で制度を運用させても制度は機能しない。
- 愛知県の制度(「あいくる」): 建設部局が担当 公共の優先利用に繋がっている
- なお、優先利用を義務化する場合、特定の製品、企業が販売を独占する可能性 認定の公明正大な判断基準づくりや認定プロセスの透明化などを含めて、制度のあり方の再検討が必要

今後の課題に関する考察(2)
- 認定の判断基準とその共通化 -

- 道府県間の認定基準の違いにより、事業者に不公平、不合理な状況と混乱
- 国レベルでの共通的な判断基準づくりとその指針化が早急な課題
- 判断基準については、製品本来の機能を発現するための品質基準、環境安全性に関する基準、循環資源の含有レベルなど天然資源消費抑制の観点からの基準、が主に存在するが、特に後二者については、評価の方法論自体が確立していない。

今後の課題に関する考察(3)
- 広域流通のための都道府県間相互認証 -

- リサイクル製品の適正な需給バランスの確保や広域的な流通が重要
- そのためには都道府県間などが共通の判断基準に基づいて相互に認証することが必要
- 近隣都道府県とのコミュニケーションを図り、相互に効率的で効果的なシステムづくりに期待

今後の課題に関する考察(4)
- 各主体間連携とネットワークの構築 -

- 都道府県間だけでなく、リサイクル製造事業者や利用する側の事業者相互の連携・ネットワークづくりが必要
- ネットワークのコーディネート役である行政、リサイクル製品の認定を科学的側面から支援する各都道府県の環境機関、大学機関も重要な役割
- 特に都道府県環境研究機関は、行政が認定する際の科学的な根拠を適切な試験評価に基づいて提示する必要